

相模原市告示第 2 9 2 号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・身長 1 6 2 c m・体重 7 1 . 4 0 k g の男性。

上記の者は、令和 4 年頃より相模原市中央区内で同居人と生活していたが、令和 8 年 6 月 2 9 日午後 3 時頃、同居人が帰宅したところ、仰向けで倒れ、意識を無くした状態で発見。

遺体は火葬に付し、当市無縁没者供養塔に保管してありますので、お心当たりの方は、本市生活福祉課までお申し出ください。

令和 8 年 7 月 3 0 日

相模原市長 本村 賢太郎